

医療機関における

個人情報保護法の扱いに関する Q & A

OSC 版 (2005-03-30)

ご注意

この Q&A は、あくまでも法的な解釈に基づいております。法律を厳密に解釈する、あるいは念を入れたりリスク回避策をとることは、日々の業務や患者様とのやり取りにとっては障害になる場合も考えられます。院内での業務の対応について最終的なご判断は院長先生自らくださっていただく必要があります。

Q1．個人情報とは何を指しますか？

A1．生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを言います(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます)。

「生存する個人」は日本国民に限られず、外国人も含まれますが、法人その他の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体に関する情報は含まれません(ただし、役員、従業員等に関する情報は個人情報)。

医療機関においては「生存する個人」のみではなく、死者の情報も含まれます。

Q2．個人情報の保護とはカルテを守れば大丈夫ですか？

A2．診療情報だけが個人情報ではありません。個人情報とは氏名、性別、生年月日等に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書き等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報が該当します。評価情報、公刊物等によって公にされているものや、映像、音声も含まれ、暗号化されているかどうかを問いません。

また従業員の履歴書や給与情報なども含まれます。

Q3．4月からは患者様を名前で呼べなくなりますか？

A3．個人情報保護法は名前を呼ぶこと自体を禁止するものではありません。ただし、患者様より名前を呼んで欲しくない旨の申し出があった場合は、配慮をする必要があります。

Q4．患者様の家族に病状説明することができなくなりますか？

A4．法的には患者様ご本人以外は例えご家族でも第3者となりますので、ご家族への病状説明は患者様ご本人の同意の上で行う必要があります。ただし、患者様と同席されているご家族に対しては、本人の黙示の同意があったとすることができます。

Q5．法定保存期間を過ぎたカルテも開示の対象となりますか？

A5．カルテは診療完了の日から5年が保存年限ですが、それを過ぎても保管をしているのであれば開示の対象となります。法で言う「利用」とは保管することも含みます。

Q6．検査センターをはじめ、業務委託先と安全管理等の内容を盛り込んだ再契約の必要がありますか？

A6．法では業務委託先の監督責任が明記されています。適切な安全管理を実施しているということのひとつとして再契約または覚書の締結は必要と思われます。

Q7 . 意識不明の患者さん等、本人から同意を取れない場合も第三者提供はできないのですか？

A7 . 法では第三者提供の例外として、「人の生命・身体又は財産の保護の必要があり、本人の同意を得る事が困難な場合」には同意がなくても第三者提供が可能であるとされています。

【第三者提供の例外（同意を取らなくてもよい場合）】

- ・法令に基づく場合
- ・人の生命・身体または財産の保護の必要があり、本人の同意を得る事が困難な場合
- ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の促進が必要であり本人の同意を得ることが困難な場合
- ・国の機関等の調査に協力する必要がある本人の同意を得ることが困難な場合

【第三者提供とならない場合】

- ・検査等の業務を委託する場合
- ・外部監査機関等へ情報提供する場合（病院機能評価、医師賠償責任保険等）
- ・個人データを特定の者と共同利用（訪問看護ステーション等）する旨患者様に通知している場合
- ・院内または同一事業者の複数医療機関同士で情報共有する場合
- ・他の医療機関と連携をとる場合（院内掲示等は必要）

Q8 . 学会発表資料作成等のため、患者情報を入れたパソコンが盗難に遭った場合の罰則はどうなっていますか？

A8 . 情報を持ち出した本人への罰則はありませんが、医療機関ごとに定めた就業規則などによる懲罰は当然考えられます。刑事罰とは別に患者様から民事での損害賠償請求も考えられます。

このような場合、法では管理者に責任を問うようになっていますので、患者情報を入れたパソコンは持ち出さないようにするか、どうしても持ち出す必要がある場合は、最低でも匿名化を行ってからにするなどの対処が必要です。

Q9 . 院外薬局から処方内容の問い合わせ等に答える場合も患者様本人の同意が必要ですか？

A9 . 法令に基づく（療養担当規則）業務であるため同意を得る必要はないと考えられますが、電話番号表示などで相手先を確認する必要はあるかもしれません。

様々な連携の一環として院内掲示することで患者様に誤解を与えないよう注意が必要になります。

Q10 . カルテは鍵のかかるラックに買い替えなければいけませんか？また泥棒に侵入され、カルテ等が盗難に遭った場合は法令違反になりますか？

A10 . 法はそのような対策をすることを定めてはいませんので、必ずしも買い替えの必要はないと思われます。ただし、安全管理という意味で、カルテを保管する部屋に施錠ができることなど医療機関全体としての防犯対策は必要と思われます。

Q11 . 問診の内容は聞こうと思えば聞こえる状況ですが、4月以降は問診用の部屋が必要になりますか？

A11 . 法は施設基準についての規定はありませんので、従来どおりでも法的には問題はないと思われます。ただし、プライバシー保護の観点や患者様への心証等から何らかの対策は必要であると思われます。

Q12 . カルテの内容を学会発表や院内での勉強会で使用することができなくなるのですか？

A12 . 利用目的として院内掲示等で患者様に事前に明示されていれば問題なく使用できます。

Q13．シュレツダは必ず買う必要がありますか？

A13．法的に義務付けられているものではありませんので任意になりますが、安全管理上の対策としてはあったほうが良いと思われま

Q14．自己情報の訂正に関して、診断内容について訂正を求められた場合は訂正しなければならないですか？

A14．事実と反する場合は訂正に応じる必要はありません。医学的根拠に基づき下した診断ですので、その旨患者様にご説明ください。

Q15．カルテ以外で、業務に関連する名簿（DM 発送リスト等）も開示の対象となりますか？

A15．個人情報とはカルテに限ったものではありませんので、開示請求があった場合には開示対象となります。例外的事例として「業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合」は開示を拒否できます。本当に必要な書類かどうかを判断し、重要度が低いものについては極力廃棄する勇氣も必要です。

Q16．交通事故等の問い合わせで損害保険会社や生命保険会社へ電話で診療内容、通院日等を答えることはできなくなりますか？

A16．第三者提供に該当しますので、必ず患者様の同意が必要になります。ただし電話では相手が本当に担当者であるかどうか確認が困難ですので、担当者に来院いただき面会することが確実だと思われま

Q17．カルテの開示請求があった場合、癌や精神疾患など、患者様に知られたくない病名であっても開示しなければならないのですか？

A17．現在では明確な答えが出ていません。ただし、開示の例外として「患者本人に重大な心理的影響を与え、その後の治療効果等に悪影響を及ぼす場合」という規定がありますので、これに該当するものと考えられています。

Q18．カルテの開示請求があった場合、その場ですぐに開示するのですか？

A18 院内の必要な手続きを経てからの開示で結構です。患者様には面倒をおかけすることになりますが、極力書面にて申請をしていただくことが望ましいと思います。

Q19．院内掲示はしなければいけないのですか？

A19．個人情報保護指針及び個人情報の利用目的の掲示はしていただく必要があります。日本医師会雑誌 3 月 15 日号に院内掲示ポスターが添付されていますので、これを参考にして作成してください。

Q20．院内掲示等を作る上で参考にあるものはありますか？

A20．日本医師会雑誌 3 月 15 日号に附属している、「必携 医療機関における個人情報の保護」や次ページの URL を参考にして下さい。

社団法人 全日本病院協会

http://www.ajha.or.jp/about_us/activity/zen/20050308.html

全国保険医団体連合会

<http://hodanren.doc-net.or.jp/iryoukankei/kojinn-jyouhou/050317kojinn-jyouhou.html>